

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第5号

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則

瀬戸市公印規則（昭和32年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者	公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者
新世紀 工芸館 専用市 長印	<省略>					新世紀 工芸館 専用市 長印	<省略>				
	瀬戸市 長印	古印体	21× 21	利用許 可専用	ものづ くり商 業振興 課長		瀬戸市 長印	古印体	21× 21	利用許 可専用	ものづ くり商 業振興 課長
	新世紀工芸 館専用						新世紀工芸 館専用				
							瀬戸蔵 専用市 長印	古印体	21× 21	使用許 可専用	まるつ とミュ ージア ム課長
消防本 部専用 市長印	<省略>					消防本 部専用 市長印	<省略>				
	瀬戸市 長印	古印体	21× 21	危険物 製造所 等の規 制事務 及び煙 火の消 費許可	消防本 部予防 課長		瀬戸市 長印	古印体	21× 21	危険物 製造所 等の規 制事務 及び煙 火の消 費許可	消防本 部消防 課長
	消防本部専用						消防本部専用				

